

公益財団法人尼崎口腔衛生センター

平成29年度 事業計画

平成 29 年度 公益財団法人尼崎口腔衛生センター事業計画 (案)

1 公益目的事業

(1) 心身障害者 (児) 歯科診療事業

知的・身体障害などの人を対象とした歯科治療を曜日、時間を拡充のうえ行う。

実施日：月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日午前 (水曜日は麻酔医が出務)

(2) 休日急病歯科診療事業

日曜日・祝日等における急な歯の痛みなどの応急処置を行う。

実施日：日曜日・祝日、ゴールデンウィーク、お盆 (8月13日・14日・15日)

年末年始 (12月29日～1月3日)

なお、診療及び受付時間は午前10時～12時 (年末年始のみ診療10時～13時、受付10時～12時30分)。

(3) 口腔機能向上事業等

フッ素塗布・歯科健診・相談

実施日：第2、第4金曜日

(4) 口腔衛生に係る健診指導・普及推進事業

歯と口の健康週間事業において尼崎市歯科医師会と協力して健診や啓発等を行う。

(平成29年6月4日予定)

2 収益事業等

(1) 事業所歯科健診事業

市内20事業所を対象にした歯科健診を行う。

(2) 歯周疾患検診事業

尼崎市からの受託事業としてセンターでの希望者に実施する。

3 (新) 尼崎市歯科医師会館の建設とセンターの移転等事業

(1) 建設への負担等

建設経費を市補助金とセンター負担を原資として支出する。

(2) センターの移転

新たな場所 (尼崎市東難波町4-13-14 (新) 尼崎市歯科医師会館1階) への移転に向け、申請、広報、機器等移設を行う (6月1日開設予定)。

(3) 移管に向けた協議への参画

センターの歯科医師会への移管に向けた市、歯科医師会、センターの実務者による会議に参画する。

4 センターの事業概要

別紙のとおり

平成29年度 公益財団法人尼崎口腔衛生センター事業概要(案)

事業の区分	事業計画	実施計画		備考	
		日時	時間		
公益目的事業	心身障害者(児) 歯科診療事業	月・火・水・木曜日	9:00~16:00	水曜日午前 静脈麻酔	
		金曜日	9:30~12:00		
	休日急病歯科診療事業	日曜日・祝日 ゴールデンウィーク(該当の日)	10:00~12:00	応急処置等を実施	
		お盆 8月13日・14日・15日			
		年末年始 12月29日~1月3日	10:00~13:00		
		第2、第4金曜日	9:00~16:00		
	収益事業等	口腔機能向上事業等	フッ素塗布・健診・相談		
		口腔衛生推進事業	歯と口の健康週間事業	6月4日(日) 予定	(新) センターで実施
	(新) 歯科医師会館の建設とセンターの移転等事業	事業所歯科健診事業	三菱電機(株) など市内20事業所		事業所又はセンターで実施
		歯周疾患検診事業(40・50・60・70歳)	随時		尼崎市受託事業
建設への負担等					
センターの移転		6月1日から(新) センターで診療予定		開設のための事前業務	
移管に向けた協議への参画				市・歯科医師会・センター	